

(第五十八条第六項関係)

要措置区域解除台帳

栃木県

整理番号	平-29-6	指定年月日・指定番号	平成30(2018)年2月23日 要-15	所在地	真岡市松山町14番1の一部
調製・訂正年月日	・ 平成30(2018)年2月23日指定及び指定台帳の調製 ・ 平成30(2018)年12月14日解除、指定台帳から消除及び解除台帳の調製				
要措置区域の概況	事業場跡地			面積	1,200 m ²
地下水汚染の有無(土壌溶出量基準不適合の場合)			有・無		
法第14条第3項の規定に基づき指定された要措置区域にあっては、その旨					
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された要措置区域にあっては、その旨及び当該省略の理由					
要措置区域内の土壤の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目	
	平成29(2017)年12月15日	シアン化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	
	平成29(2017)年12月15日	ふつ素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	
	平成29(2017)年12月15日	ほう素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壤搬出
	平成30(2018)年7月31日	平成30(2018)年10月15日	土壤汚染の除去	(株)フジクラ	有・無
					有・無
					有・無
					有・無

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「要措置区域内の土壤の汚染状態」については、土壤その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

1. 調査概要

1) 調査目的

本調査は、栃木県真岡市松山町 14 番 1（以下「対象地」と称す）について、土壤汚染対策法施行規則等に準拠し、調査対象地の土壤汚染のおそれの把握を行い、「試料採取等対象物質の種類の特定」と「土壤汚染のおそれの区分の分類」を行うことを目的とした。

2) 対象地概要

（地番表示） 栃木県真岡市松山町 14 番 1

（地 目） 宅地

（敷地面積） 33,051.31 m²（公簿面積）

（建物状況） 家屋番号：14 番 1 の 1

建物種類：工場、

（附属建物） 車庫、物置、事務所、倉庫、集会所、

控室、ボイラー室、コンプレッサー室、

研究所、工場

構造：鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

/1 階床面積 3,337.18 m²（公簿面積）

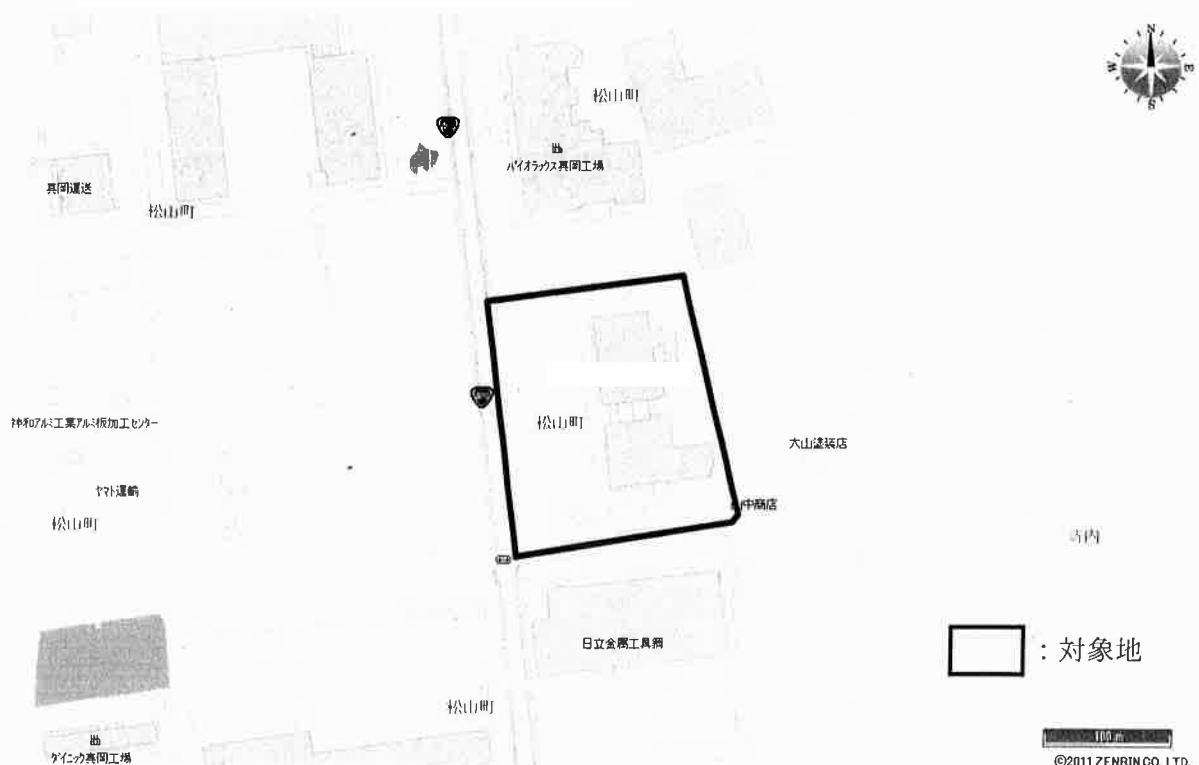
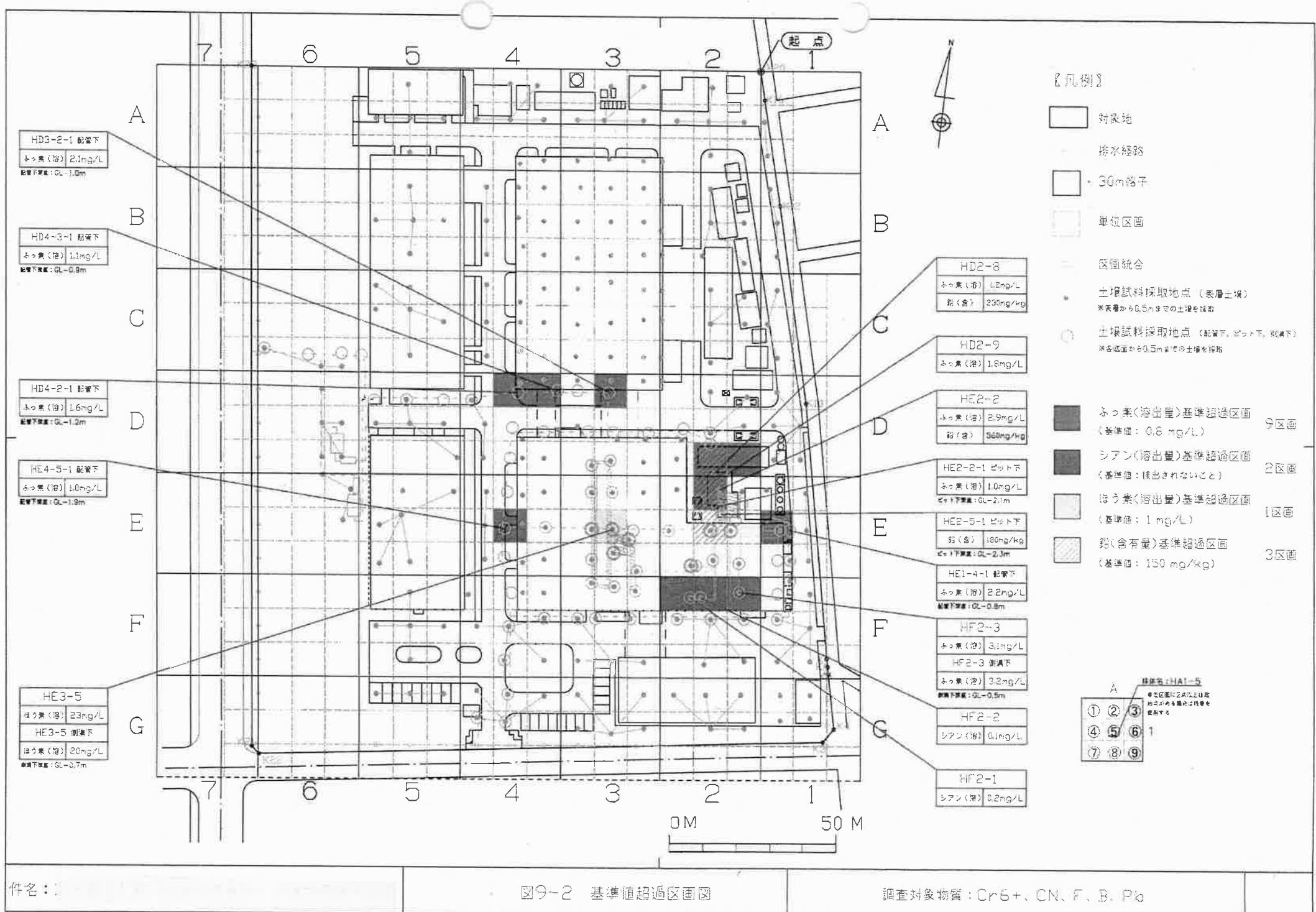


図 1-1 対象地位置図



5. 施工手順

①準備工

現地測量を行い、対象区画の境界を現地に明示した。

②舗装・土間撤去

掘削対象範囲の土間コンおよびアスファルト舗装を撤去した。撤去したコンクリート、アスファルトは搬出可能な大きさに小割し、産廃処分した。

③土留工(親杭横矢板他)打設

掘削深さが4m以上の箇所については、土留工として親杭横矢板工法を採用した

掘削深度が2~4mの箇所については、法切り及び簡易矢板を併用して土留を行った。

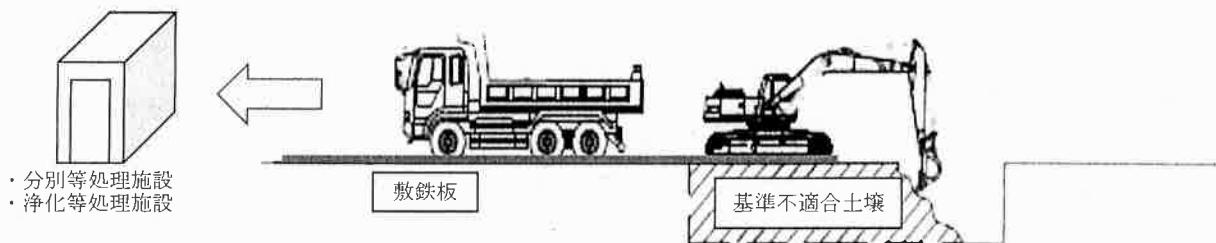
④基準不適合土壤掘削・搬出、基礎撤去

基準不適合土壤は掘削除去・場外搬出処理を行った。基準不適合土壤は、直接ダンプに積込み、場外に搬出した。

搬出された基準不適合土壤は、汚染土壤処理業の許可を取得した浄化施設等で適切に処理を行った。

掘削中に露出した基礎構造物は寸法を測定して写真を撮影した後に解体撤去した(基準不適合土壤の床付面よりも基礎構造物が深い場合は基準不適合土壤の掘削除去後に基礎構造物を撤去した)。

今回の掘削深度は、地下水位よりも浅いため継続的な湧水は発生しなかった。



⑤清浄土埋戻工

汚染土壤を掘削した箇所の埋戻しを行った。埋戻し材として、汚染がないことが確認された購入土(特定有害物質全26項目土壤分析を実施)を使用した。

なお、土壤分析は、900m³以下毎に1検体ずつ実施した。

⑥観測井設置、地下水モニタリング

対象地では既存地下水調査において地下水汚染が確認されていないため、既設井戸において事後調査として地下水モニタリングを1回行った。